

添付資料(Annex)

刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国際連合の原則及びガイドライン (United Nations Principle and Guidelines on Access to Legal Aid in Criminal Justice Systems)

国際連合薬物犯罪事務所
(United Nations Office on Drugs and Crime)

A はじめに

1. 法律扶助は、法の支配に基礎を置く、公正で人道的かつ効率的な刑事司法制度に不可欠な要素である。法律扶助は、世界人権宣言第 1 節 第 11 条に規定された公正な審理を受ける権利を含む、他の権利の享受の基礎となり、こうした権利の行使の前提となるとともに、刑事司法制度のプロセスに対する基本的な公正と人々の信頼を確保する重要なセーフガードである。
2. さらに、市民的・政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)第 14 条パラグラフ 3(d)は、すべての者は他の権利とともに、“自ら出席して裁判を受け、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。”と定めている。
3. 適切に機能する刑事司法の一部として、適切に機能する法律扶助制度は、刑務所の収容人員、違法な有罪判決、刑務所の過剰人口、裁判所の負担を軽減するとともに、警察署と拘留所に勾留される被疑者の勾留期間を短縮し、再犯や被害の再発を減らす。それはまた刑事司法手続における被害者と証人の権利を守り、保護することができる。法律扶助は、法への認識を増進するものとして活用されることにより、犯罪の予防に貢献することができる。
4. 法律扶助は、非拘禁的な手法を含む、コミュニティーを基礎とする制裁の多様化と活用を促進し、刑事司法制度におけるよりコミュニティーのより大きな関わりを推進し、不必要な勾留と拘禁を減らし、刑事司法政策を合理化し、国家資源の効果的利用を確保することにより、重要な役割を果たす。
5. 残念ながら、いまだに多くの国々が犯罪の被疑者や被告人、被拘禁者、被害者および証人のために法律扶助を提供するのに必要な資源と能力を欠いている。

6. 国際的基準と優れていると認められた実務運用をもとに作成された、刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国際連合の原則及びガイドラインは、“刑事司法制度における法律扶助へのアクセスの改善、特にアフリカにおける改善のための国際的協力”と名付けられた、経済社会理事会の2007年7月24日決議に従って、刑事司法における法律扶助制度が依拠すべき基本原則に関するガイダンスを各国に示し、国の効果的・持続的的法律扶助制度に求められる特有の要素の概略を示すことを目指している。

7. この原則及びガイドラインは、アフリカの刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関するリロングエ宣言、および宣言の実施に向けたリロングエ・アクションプランに沿って、法律扶助に関する広範な概念をフォローしている。

8. この原則及びガイドラインの目的のために、“法律扶助”という用語は、勾留、逮捕又は拘禁された者、犯罪の容疑者、被疑者又は被告人、刑事司法手続における被害者および証人で、十分な資力を有しない者のための、又は司法の利益が求める場合における、法的助言、援助及び代理を含む。さらに“法律扶助”は、法教育、法的情報へのアクセス及び代替的紛争解決へのメカニズム及び修復的司法プロセスにおけるその他のサービスを含むものとする。

9. この原則とガイドラインの目的のため、以下では法律扶助を提供する個人を“法律扶助提供者(legal aid provider)”、法律扶助を提供する組織を“法律扶助サービス提供者(legal aid service providers)”と定義する。法律扶助の第一の提供者は弁護士であるが、この原則及びガイドラインはまた各国が非政府組織(NGO)、コミュニティーに基盤を持つ組織、宗教的・非宗教的組織、専門家団体・協会及び学会の形で広範なステークホルダーを持っていることを示している。外国人に対する法律扶助は、領事関係に関するウィーン協定(Vienna Convention on Consular Relations)⁸及びその他の適用すべき二国間協定が求めるところに従うべきである。

10. 法律扶助の提供に関し、各国はそれぞれ異なるモデルを採用していることが知られるべきである。それらは、パブリック・ディフェンダー、民間弁護士、契約弁護士、プロボノ・スキーム、弁護士会、パラリーガルその他である。この原則及びガイドラインは特定のモデルを支持するものではなく、各国が犯罪で逮捕・勾留された者や被拘禁者⁹、容疑者¹⁰、被

⁸ United nations, *Treaty Series*, vol 596, No.8638

⁹ The term “arrest”, “detained person” and “imprisoned person” are understood as defined in the Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment(resolution 43/173, annex)

¹⁰ The right to legal aid of suspects arises before questioning, when they become aware that they are the subject of investigation, and when they are under threat of

疑者・被告人のために法律扶助への基本的権利を保障するとともに、刑事司法制度にコンタクトする人々のために法律扶助を拡張し、法律扶助実施スキームを多様化することを奨励するものである。

11. この原則及びガイドラインは、各国は、法律扶助と厳密には関係がなくても、適切な場合には、法律扶助制度の確立及び/又は実施への肯定的な影響を最大限に高め、刑事司法制度と司法アクセスのために適切に機能する一連の施策を講ずべきであるという認識に基づいている。

12. 刑事司法制度にかかわる特定のグループに属する人々には一定の付加的保護を受ける権利があり、あるいはそうした人々はより弱い立場にある(*more vulnerable*)という認識に基づき、この原則とガイドラインはまた、特別なニーズを持つ女性、子ども、および特別なニーズを持つ人々のための特別な措置を提供している。

13. この原則及びガイドラインは、法律扶助を受ける権利に主眼を置いており、それは国際法上認められる法的援助を受ける権利とは区別されている。この原則及びガイドラインに掲げる権利は、市民的・政治的権利に関する国際規約(*the International Covenant on Civil and Political Rights*)、子どもの権利条約(*the Convention on the Rights of the Child*)¹¹、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(*the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*)¹²、及びすべての移民労働者とその家族の権利保護に関する国際条約(*the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families*)¹³に定められ、司法の運営に適用される、現存の法や規則および国際的、地域的な保護の程度を下回るのものであると解釈されるべきではないが、またこれらに限定されるものではない。しかしながらこのことは、各国は批准又は同意していない国際的・地域的規範に従う義務があることを意味していると解釈されるべきではない。

B 原則

原則 1 法律扶助への権利

14. 法律扶助は法の支配に基づき、適切に機能する刑事司法制度の不可欠な要素であり、公正な審理への権利を含む他の諸権利を享受する基礎であり、刑事司法手続の基本的公正と人々の信頼を確保する重要なセーフガードとして不可欠なものであるという認識に基づき

abuse and intimidation, e.g., in custodial settings.

¹¹ United Nations , *Treaty Series*, vol.1577, no.27531

¹² *Ibid.*, vol. 1249, No.20378

¹³ *Ibid.*, vol. 2220, no. 39481

14. 国は可能な限り法律扶助の権利を、憲法を含む国法上もっとも高いレベルで保障すべきである。

原則 2 国の責務

15. 国は、法律扶助の提供が国の義務であり、かつ責任であると考えべきである。その目的のために、国は適切な場合に特定の法令や規則の制定を検討し、アクセスしやすく、効果的で持続可能かつ信頼できる包括的な法律扶助制度を保障すべきである。

国は法律扶助制度に必要な人的・財政的資源を提供すべきである。

16. 国は、法律扶助の受益者が防御活動を組織化することを妨げたり、その法律扶助提供者の独立を侵すべきでない。

17. 国は、犯罪とその被害を防止するために、適切な方法により、法の下における権利及び義務についての人々の知識を高めるべきである。

18. 国は、司法制度とその機能、裁判所に申し立てをする方法および代替的紛争解決のメカニズムについて、コミュニティの知識を高める努力をすべきである。

19. 国はコミュニティに対し、法のもとで犯罪とされる行為を知らしめるための適切な方法の採用を検討すべきである。犯罪のカテゴリーも、訴追の手続きも異なる他の国に向かう人々にそうした情報を提供することは、犯罪の予防に不可欠である。

原則 3 犯罪の被疑者又は被告人への法律扶助

20. 国は、一定期間の拘禁又は死刑の刑罰を定める犯罪について逮捕・勾留された者、被疑者・被告人のすべてに対し、刑事司法手続きのあらゆる段階において法律扶助を受ける権利を保障すべきである。

21. 法律扶助はまた、資力に関わらず、司法の利益が求める場合、たとえば緊急時や複雑な

¹⁴ The term “justice process” is understood as defined in the Guidelines on Justice in Matters Involving Child Victims and Witnesses of Crime(Economic and Social Council Resolution 2005/20, annex). For the purpose of the principles and guidelines, the term shall also encompass extradition, transfer of prisoners and mutual legal assistance proceedings.

事件または重い刑罰が課される可能性がある場合には提供されるべきである。

22. 子どもは成人と同じか、より寛大な条件のもとで法律扶助にアクセスできるようにすべきである。

23. 自らのもとに出頭した者が弁護士を依頼する資力を持たず、弱い立場にある場合に、法律扶助へのアクセスを提供するのは警察官、検察官及び裁判官の責任である。

原則 4 犯罪被害者のための法律扶助

24. 国は、被告人の権利を侵すことなく、又はその権利と対立することなく、適切な場合には犯罪被害者のための法律扶助を提供すべきである。

原則 5 証人のための法律扶助

25. 国は、被告人の権利を侵すことなく、又はその権利と対立することなく、適切な場合には証人のための法律扶助を提供すべきである。

原則 6 差別のないこと

26. 国は、年齢、人種、肌の色、ジェンダー、言語、宗教または信条、政治的又はその他の意見、国・社会的出自又は資産、市民権又は居住地、出生、教育又は社会的地位又はその他の地位に関わらず、すべての人に法律扶助の提供を保障すべきである。

原則 7 迅速かつ効果的な法律扶助の提供

27. 国は、刑事司法手続の全段階において、効果的な法律扶助が迅速に提供されることを保障すべきである。

28. 効果的な法律扶助には、勾留された人のための、法律扶助提供者へのアクセスが妨げられないこと、コミュニケーションの秘密、事件ファイルへのアクセス及び防御の準備のための十分な時間と便益を含むが、これらに限られるものではない。

原則 8 告知される権利

29. 国はすべての取調に先立ち、および自由を奪うときには、その者が法律扶助その他の手

続的保護に関する権利を告げられるとともに、そうした権利を任意で放棄した場合生じうる結果の可能性について告知することを保障すべきである。

30. 国は、刑事司法手続の間における諸権利と、法律扶助サービスが無償で提供され、人々がアクセスできるものであることが告げられることを保障すべきである。

原則 9 救済と保護措置

31. 国は、法律扶助へのアクセスが侵害され、遅延され、又は拒否された場合もしくは法律扶助の権利に関し十分な告知がなされなかった場合の効果的救済と保護措置を確立すべきである。

原則 10 法律扶助へのアクセスの公平性

32. 女性、子ども及び特別なニーズを持つ次のような人々—これらに限られるものではないが—高齢者、マイノリティー、障がい者、精神病患者、HIV の感染その他の重い伝染性疾患に罹患している人、薬物使用者、現地人及び先住民、無国籍者、庇護を求める人々、外国市民、移民及び移民労働者、難民及び国内避難民に対しては、法律扶助への実質的なアクセスを保障する特別な施策が講ぜられるべきである。こうした施策は、ジェンダーへの配慮、年齢への適合を含むこうした人々の特別なニーズに対応すべきである。

33. 国はまた、地方や遠隔地、経済的・社会的に不利な地域に居住している人々及び経済的・社会的に不利なグループに属しているメンバーに法律扶助を提供することを保障すべきである。

原則 11 子どもの最良の利益のための法律扶助

34. 子どもに影響を与える法律扶助に関するすべての決定¹⁵は、子どもにとっての最良の利益を第一に考慮すべきである。

35. 子どもに提供される法律扶助は、子どものための最良の利益、及びアクセスの容易性、年齢に見合ったものであること、多様な専門性、効果的で、子どもの特別な法的・社会的ニーズに対応することを優先すべきである。

¹⁵ “Child” shall mean any person under 18 years of age, in line with the Convention on the Rights of the Child

原則 12 法律扶助提供者の独立と保護

36. 国は、法律扶助提供者が効果的に、自由に、かつ独立して活動を遂行できることを保障すべきである。特に国は、法律扶助提供者が脅迫、妨害、いやがらせおよび不当な干渉なしに専門家としての活動を遂行できること、移動できること、クライアントとの間で国内においても海外においても自由に、かつ完全に秘密が守られる状態で協議・面会ができ、訴追その他の文書ファイルに自由にアクセスでき、専門家としての義務と基準及び倫理に従ってなされるすべての活動が、訴追又は行政的、経済的その他の処罰を受けず、かつその脅迫を受けないことを保障すべきである。

原則 13 法律扶助提供者の資格と責任

37. 国は、すべての法律扶助提供者が、その取り扱う犯罪の重大性、女性・子ども、および特別のニーズを持つ人々の権利を含む、その活動に応じた教育、トレーニング、スキル及び経験を保持するためのメカニズムを確立すべきである。

38. 法律扶助提供者に対する懲戒請求は、専門家倫理規程(**professional codes of ethics**)に基づき、公正な機関のもとで迅速に調査・審査され、司法審査の対象となるべきである。

原則 14 パートナースhip

39. 国は、弁護士団体(**lawyer's association**)、大学、民間組織(**civil society**)その他のグループ及び組織が法律扶助の実施に貢献していることを認め、これを奨励すべきである。

40. 法律扶助の対象を広げるために、適切な場合には、公的機関と私的機関とのパートナーシップや、他の形でのパートナーシップが確立されるべきである。

C ガイドライン

ガイドライン 1 法律扶助の提供

41. 法律扶助の資格を定めるために国が資力テストを適用する場合には、次のことを保障すべきである。

(a) その者の資力が資力テストの限度を超えているが、その者が弁護士費用を支払えず、または弁護士へのアクセスを持たない場合で、限度を超えていなかったならば法律扶助が提供されるべきものと認められ、かつ援助を提供することが司法の利益にかなう場合には、

その者が援助を受けることから除外されるべきではない

- (b) 資力テストの基準は広く公開されること
- (c) 警察署、拘留所又は裁判所において、人々が緊急な法律扶助を求める場合には、その受給資格が決定されるまでの間は予備的な法律扶助が提供されること。子どもは資力テストからは常に除外されるべきである
- (d) 資力テストに基づき、法律扶助を否認された者は、その決定に対して不服を申し立てる権利がある
- (e) 裁判所は、申立人の特別な状況を考慮し、法律扶助の拒否の理由を検討したのちに、司法の利益が求める場合には負担金付の、又は負担金なしの法律扶助の提供を命じることができる
- (f) 資力テストにおいて、家族の世帯収入を基礎に計算される場合、個々の家族メンバーが互いに紛争の中にあり、または家族収入への平等なアクセスを持たない場合には、資力テストを行うに当たっては法律扶助を申し込んだ本人の収入だけが対象とされるべきである

ガイドライン 2 法律扶助を告知される権利

42. 人々が法律扶助への権利を告知される権利を担保するために、国は次のことを保障すべきである。

- (a) 法律扶助の権利や法律扶助サービスの利用可能性、法律扶助サービスにアクセスする方法、その他関連情報を含む、援助の内容に関する情報を、コミュニティと一般の人々に対し、地方政府の事務所、教育・宗教施設において、またインターネットその他のメディアを含む適切な方法により提供すること
- (b) 情報は、孤立しているグループや、社会的に排除されたグループに対して提供されなければならない。ラジオ、テレビのプログラム、地域や地方の新聞、インターネットその他の方法が用いられるべきであり、特にコミュニティに影響を与える法律の改正や一定の事柄のフォローのためにはコミュニティの集会をターゲットとする方法が用いられるべきである
- (c) 警察職員、検察官、裁判所職員及び人々が拘禁又は勾留されている多くの施設の職員は、代理されていない者に対して、法律扶助の権利およびその他の手続的な保護措置について告知すること
- (d) 刑事司法手続きにおける、犯罪の被疑者・被告人の権利及び法律扶助の利用が可能であることの告知は、警察署、拘留所、裁判所において、たとえば被疑者に対しその権利を示す文書を提供し、又は他の公式な文書を交付してなされること。こうした告知は、読み書きのできない者、マイノリティー、障がい者及び子どものニーズに応じた形で、またこうした人々が理解できる言語で提供されるべきである。子どもに対する告知は、その年齢及び成熟度に応じた形で提供されなければならない

- (e) 法律扶助の権利について十分な告知を受けなかった者には効果的な救済が与えられること。こうした救済は、手続き上の行為の禁止(prohibition on conducting procedural actions)、勾留からの解放、証拠の排除、司法審査及び賠償を含む
- (f) 告知が実際になされたかの検証方法は適切になされること

ガイドライン 3 犯罪で勾留・逮捕された者、容疑者又は被疑者・被告人のその他の権利

43. 国は次の施策を採用すべきである。

- (a) 犯罪で逮捕・勾留された者、容疑者又は被疑者・被告人に対して迅速に、黙秘権、弁護士に相談する権利を告げ、又は法律扶助の受給資格のある者には手続きのすべての段階において、とりわけ当局による取り調べの前に法律扶助提供者の援助を受ける権利があることを告げること、および取り調べその他の手続きの間の活動において、独立した弁護士又は法律扶助提供者の援助を受ける権利があることを告げること
- (b) やむを得ない場合を除き、弁護士の同席の権利を告知されたうえで、これを放棄する任意の同意がない限り、警察による取り調べを禁止し、同意が任意であったかどうかを検証するメカニズムを確立すること。弁護士が到着するまでは、取り調べを開始すべきではない
- (c) すべての外国人の被勾留者および被拘禁者に対して、彼が理解できる言語により、遅滞なく領事職にコンタクトを求める権利を告げること
- (d) 逮捕された後、遅滞なく弁護士又は法律扶助提供者との、完全に秘密が守られた接見を保障すること、および更なるコミュニケーションについて、その秘密性が守られること
- (e) いかなる理由であれ、勾留されているすべての者が、勾留の事実、その場所、勾留場所の差し迫った移動について迅速に、家族、またはその者の選択により適切な者に知らせることを保障すること。ただし管轄権を持つ者は、絶対的な必要性がある場合、法律に定めのある場合、又は情報の交換が犯罪捜査の妨げる場合には、その告知を遅らせることができる。
- (f) 必要な場合には、独立した通訳を提供し、適切な場合には文書の翻訳を提供すること
- (g) 必要な場合、後見人を指定すること
- (h) 警察署と勾留の場所において法律扶助提供者とコンタクトできる設備を設けること
- (i) 犯罪で逮捕・勾留された者、容疑者、被疑者・被告人が、その権利とそれを放棄することの結果について、明確かつ簡明な形で助言されることを保障すること。そのいずれについても、その者が理解できるようにすべきこと
- (j) 拷問又は違法な取扱いに関し、苦情を申し立てるメカニズムの告知を保障すること
- (k) こうした権利の行使が事件において不利にならないことを保障すること

ガイドライン 4 起訴前段階の法律扶助

44. 勾留された者が法に従ってただちに法律扶助にアクセスすることを保障するために、国は次の施策を講ずるべきである。
- (a) 警察と裁判所当局が、犯罪で逮捕・勾留された者、容疑者、被疑者・被告人に対して、特に警察署において、法律扶助の権利又はそのアクセスを恣意的に制限しないことを保障すること
 - (b) 警察署その他の勾留場所に勾留された者に援助を提供するために指名された法律扶助提供者が、援助の提供のために被勾留者にアクセスすることを促進すること
 - (c) 公判前のすべての手続きと審理において、法的代理を保障すること
 - (d) 警察の保有する拘置施設または他の拘置所における勾留の期限を監視し、守らせること。たとえば司法当局に拘置所の再勾留案件を定期的に点検するよう指示することにより、人々が法に基づいて再勾留され、その再勾留案件が適切な期間で取り扱われ、被勾留者の処遇が国際的基準を含む法的基準に合致することを保障すること。
 - (e) 勾留場所への入所の際は、すべての者に対し法律上の権利、勾留場所のルール及び公判前の初期段階に関する情報を告知すること。こうした告知は、読み書きのできない者、マイノリティー、障がい者および子どものニーズに合わせた形で、かつ法律扶助を要する者が理解できる言語で提供されること。子どもに対する告知は、その年齢と成熟度に応じてなされるべきこと。告知の手段は、拘置所の目立つ場所に視覚的な方法で補完されるべきである。
 - (f) 犯罪で逮捕・勾留された者、容疑者、被疑者・被告人のための包括的な法的支援制度、特に警察署における法的支援を実施するために、弁護士会、法律家団体(legal associations)、およびパートナーシップを持つ他の組織に対し、弁護士とパラリーガルの名簿を作成するよう求めること
 - (g) 犯罪で起訴された者が十分な資力を有しない場合には、防御のために準備し、完全な秘密を保持して弁護士と相談できるための、十分な時間と便益及び技術的、財政的支援を保障すること

ガイドライン 5 裁判所の手続きにおける法律扶助

45. 一定の期間の拘禁又は死刑が課せられる犯罪で起訴された者に対して、上訴その他の関係する手続きを含むすべての手続きにおける法律扶助へのアクセスを保障するために、国は次の施策を導入すべきである。
- (a) 被疑者が、事件と、公判によりもたらされる結果について理解できるようにすること
 - (b) 犯罪で起訴された者に十分な資力がない場合には、防御のために準備し、完全な秘密のもとに弁護士と相談できるよう、十分な時間と便益及び技術的、財政的支援を保障すること
 - (c) 裁判所におけるすべての手続きについて、適切な場合その選択による弁護士の代理を提供し、又はその者が費用を支払う十分な資力がない場合や司法の利益のために必要な場合には、裁判所または他の法律扶助当局により費用負担なしに資格のある弁護士が指名され

るようにすること

- (d) 被告人の弁護士が、重要なすべての段階で出席すること。重要な段階とは、公正な裁判のために被告人の権利を守るうえで、弁護士による助言が必要な刑事手続き、又は弁護士の不在により防御の準備又は陳述が害される場合をいう
- (e) 犯罪で逮捕・勾留された者、容疑者、被疑者・被告人のために、法制度による包括的支援、特に警察署における支援を行うために、弁護士会、弁護士団体(legal associations)、及びパートナーシップを持つ他の組織が、弁護士とパラリーガルの名簿を作成するよう求めること。こうした支援にはたとえば定められた日に裁判所に出頭することを含む。
- (f) 国内法に従って、資格のある弁護士のもとで、パラリーガルと法学生が、裁判所において被告人に対する適切なタイプの援助を提供できるようにすること
- (g) 代理されていない被疑者と被告人がその権利を理解できるようにすること。これには裁判官と検察官が、彼らの権利について明快かつ簡明な言葉で説明することを求めることが含まれるが、それに限られるものではない

ガイドライン 6 判決確定後における法律扶助

46. 国は、被拘禁者及び自由を奪われた子どもが法律扶助へのアクセスを持つことを保障すべきである。法律扶助が適用できない場合には、国はこうした者が法に従って拘禁施設に収監されることを保障すべきである。

47. この目的のために、国は次の施策を導入すべきである。

- (a) 刑事収容施設への入所に際し、及び収容期間中は、刑事収容施設におけるルールと、信頼できる法律扶助、助言及び援助、事件のさらなる再審理の可能性、懲戒手続きにおける権利、及び苦情、不服申し立て、早期釈放、恩赦及び刑の減軽を含む、法の下における諸権利について告知すること。こうした告知は、読み書きのできない者、マイノリティー、障がい者及び子どものニーズに応じた方法で、かつ法律扶助を要する者が理解できる言語でなされるべきである。子どもに対する告知は、年齢と成熟度に合わせて提供されるべきである。告知の方法は、人々が普段アクセスする施設の一部の目立つ場所に、視覚的な方法により補完されるべきである。
- (b) 弁護士会、弁護士団体及びその他の法律扶助サービス提供者が、弁護士及び適切な場合にはパラリーガルが、被拘禁者の負担なしに法的助言と援助を提供するために被拘禁者を訪問する名簿を作成することを奨励すること
- (c) 被拘禁者が深刻な懲罰に直面した場合のように自己の処遇や収容条件に関して不服申立や申請を提出するときや恩赦の申請をするとき、特に死刑に直面する被拘禁者が恩赦の申請をする場合、そして仮釈放の申請や仮釈放の審尋への代理のために、被拘禁者が法律扶助にアクセスすることを保障すること

(d) 対応が可能な場合には、外国人の被拘禁者について、本国の同意を条件に、国籍のある国において服役するための移送を求めることができることを告知すること

ガイドライン 7 被害者のための法律扶助

48. 被告人の権利を損ない又はこれと対立することなく、関係国内法規のもとで、国は次のような十分な施策を講ずるべきである。

(a) 刑事司法過程を通じて、被害が繰り返されることや二次被害¹⁶を予防する形において、犯罪被害者に対し適切な助言、援助、保護、便益及び支援が提供されること

(b) 子どもの被害者は、子どもの犯罪被害者及び刑事証人に関する司法ガイドライン(**the Guidelines on Justice in Matters involving Child Victims and Witnesses of Crime**)¹⁷が求めるところに沿った法的援助を受けること

(c) 被害者は、刑事司法手続のあらゆる局面において、関係する国の法規に従って、民事手続きや、異なる法的手続きにおける、賠償請求の提起を含む法的助言を得ること

(d) 被害者は、警察および他の第一線の対応者(保健・社会福祉・子どもの福祉提供者など)により、法律扶助に関する情報への権利とこれを受ける資格、援助や保護及びこうした権利にどのようにしてアクセスするかについて直ちに告知されること

(e) 刑事司法手続において、被害者の個人的な利益に関わる場合または司法の利益が必要とする場合には、適切な段階において被害者の見解と懸念が述べられ、及び検討されること

(f) 被害者のためのサービス機関及び NGO が、被害者に対する法律扶助を提供できること

(g) 被害者の法的、心理的、社会的、情緒的、身体的及び認識上の状態とニーズを評価するとともに、被害者に関する包括的な理解を得るため、法律扶助の提供者と他の専門家(保健・社会福祉・子どもの福祉提供者など)との間に緊密な協力と紹介システムを保障するメカニズムと手続きを確立すること

ガイドライン 8 証人のための法律扶助

49. 国は適切な場合に、次のことを保障する十分な施策を講ずるべきである。

(a) 証人は、関係当局から情報への権利、支援と保護を受けられる資格及びそうした権利にアクセスする方法について迅速に告知されること

(b) 刑事司法手続を通じ、刑事の証人に対して適切な助言、援助、保護的便益及び支援が提供されること

¹⁶ “repeat victimization” and “secondary victimization” are understood as defined in paragraph 1.2 and 1.3 of the appendix to Recommendation Rec(2006)8 of the Committee of Ministers of the Council of Europe to member States on assistance to crime victims.

¹⁷ Economic and Social Council resolution 2005/20, annex.

- (c) 子どもの証人は、子どもの犯罪被害者と証人にかかる事件に関する司法ガイドライン (the Guidelines on Justice in Matters involving Child Victims and Witnesses of Crime) が求めるところに沿った法的援助を受けること
- (d) 刑事司法手続のすべての段階における証人による供述および証言は正確に通訳、翻訳されること

50. 国は、適切な場合には、証人に法律扶助を提供すること

51. 証人に法律扶助が提供されるべき適切な場合とは次の場合を含むが、これに限られるものではない。

- (a) 証人自身が犯罪に問われる危険があること
- (b) 証人となることにより、証人の安全又は安寧に危険がもたらされる場合
- (c) 証人が特別のニーズを持つなど、特に弱い立場(particularly vulnerable)にあること

ガイドライン 9 法律扶助にアクセスする女性の権利の実施

52. 国は、法律扶助への女性のアクセス権を確保するため、次のことを含む、実施可能で適切な施策を講ずるべきである。

- (a) ジェンダーの平等と司法への公正なアクセスを保障するために、法律扶助に関わるすべての政策、法、手続き、プログラム及び実践において、ジェンダーの見地をとり入れた積極的な政策を導入すること
- (b) 可能な場合には、女性の被告、被疑者及び被害者には女性の弁護士が代理人となることを保障するために、積極的に対応すること
- (c) アクセス・トゥ・ジャスティスを保障し、二次的被害を避け、求められた場合又は必要な場合には法的文書の翻訳などを含む他のサービスを保障するために、暴行された女性の被害者に対し、すべての法的手続きにおいて法律扶助、助言および裁判所における支援のサービスを提供すること

ガイドライン 10 子どものための特別な施策

53. 国は、犯罪に巻き込まれた子どもに効果的なアクセス・トゥ・ジャスティスを促進し、スティグマその他の有害な結果を予防するために、子どものための次の措置を含む特別な措置を保障すべきである。

- (a) 子どもと親またはその他の者との間に利害の対立があり、またはありうる場合には、子ども自身を代理するために指名された弁護士を持つ権利を子どもに保障すること
- (b) 犯罪のために逮捕・勾留され、容疑者または被疑者となり、もしくは起訴された子ども

もは、直ちに両親又は後見人と面会できるようにし、彼のための弁護士又は法律扶助提供者がいない場合、および子どもの最良の利益に役立つ場合で親又は後見人がいない場合には、いかなる取り調べも禁止すること

(c) 子どもの最良の利益とならないと思料される場合を除き、子どもに関する決定には両親又は法的後見人の出席を、子どもの権利として保障すること

(d) 子どもは両親及び/又は後見人及び法定代理人と自由に、かつ完全に秘密に相談できることを保障すること

(e) 子どもには、理解できる言葉により、かつジェンダーと文化に配慮した方法により、年齢と成熟度に応じた適切なやり方で法的権利を告げること。両親、後見人または介護者への告知はこれに加えてなされるべきであり、子どもに対する告知の伝達への代替とされるべきではない。

(f) 適切な場合には、正式な刑事司法制度とは異なる処分の多様化を促進するとともに、子どもがそれらの異なった処分が適用されるすべての段階で法律扶助を受ける権利があることを保障すること

(g) 適切な場合には、自由の剥奪に代わる処分と刑罰を用いることを奨励し、自由の剥奪という手段は最終的な措置であるとともに、期間的には適切な最短のものとするために、子どもが法律扶助への権利を持つことを保障すること

(h) 司法及び行政手続きが、法の定める手続き的ルールに従って、子どもから直接に、又は代理人もしくは適切な組織を通じて聴取する雰囲気とマナーの中で行われることを確立すること。こうした修正された司法・行政手続きと実務においても、子どもの年齢と成熟度が考慮されること

54. 司法的・非司法的手続き及び他の介入措置に関わっている、および関わった子どものプライバシーと個人的なデータは、すべての段階で保護され、こうした保護は法により保障されること。このことは一般に、子どものイメージ、子ども又は子どもの家族の詳細な記述、子どもの家族メンバーの名前又は住所及び音声もしくは画像の記録を含む、子どもの特徴 (identity) を開示する、又は間接的な開示を可能とするすべての情報又はデータが提供または公開されないこと、とりわけメディアにおいてなされないことを意味する。

ガイドライン 11 全国的な法律扶助制度

55. 全国的な法律扶助の機能を強化するために、国は適切な場合には次の措置をとるべきである。

(a) 犯罪で逮捕・勾留された者、被拘禁者、容疑者、被疑者、被告人及び犯罪被害者のために、刑事司法手続のすべての段階で効果的な法律扶助の提供を保障し、推進すること

(b) 違法に逮捕又は勾留され、又は司法の誤った運用の結果裁判所の終局判決を受けたもの

に対し、再審、賠償を含む補償、復権及び繰り返しの防止の保障の権利を実行するための法律扶助を提供すること

(c) 被疑者の権利を損なうことなく、法律扶助の効果を最大限のものにするために、司法機関と保健、ソーシャルサービス及び被害者支援ワーカーなどの専門家との調整を促進すること

(d) 刑事司法手続きのすべての段階で法律扶助の提供を保障するために、弁護士会、又は法律家団体とのパートナーシップを確立すること

(e) 犯罪で逮捕・勾留された者や、被疑者・被告人、特に警察署又はその他の拘置所に勾留される者に対し、国内法や実務で認められる形での、パラリーガルによる法律扶助を可能にすること

(f) 犯罪予防のために適切な法律扶助の提供を推進すること

56. 国はまた、次の施策を講ずるべきである。

(a) 法律家団体と弁護士会がその専門的使命と倫理的義務に基づき、無償(プロボノ)のサービス提供を申し出ることを含む、法律扶助の実施を支援することを奨励すること

(b) 弁護士が経済的・社会的に不利な地域で働くためのインセンティブ(租税免除、特別奨学金及び生活手当など)を認めること

(c) 必要な人に法律扶助を提供するために、弁護士が定期的な巡回を組織することを奨励すること

57. 全国的な法律扶助スキームを考案するに当たっては、国はガイドライン 9、10 に沿って、特別なニーズを持つ人々—高齢者、マイノリティー、障がい者、精神病患者、HIV その他の重い伝染性疾患に罹患した人、薬物使用者、現地人及び先住民、無国籍者、庇護を求める人、外国市民、難民および国内避難民などがあるが、これに限られない—のニーズを考慮に入れるべきである。

58. 国は、子どもの発達する能力と、子どもにとっての最良の利益と子どもが司法手続きにおいて審理される権利との間に適切なバランスを保つ要請を考慮し、子ども向けであり¹⁸、かつ子どもに配慮した法律扶助制度を確立するため、次のような施策を講ずるべきである。

(a) 可能な場合には、子どものための特別な法律扶助を推進し、子ども向けの法律扶助と一般の特別でないメカニズムとの統合を促進する専門的メカニズムを確立すること

¹⁸ “Child-friendly legal aid” is the provision of legal assistance to children in criminal, civil and administrative proceedings that is accessible, age-appropriate, multidisciplinary and effective, and that is responsive to the range of legal aid social needs faced by children and youth. Child-friendly legal aid is delivered by lawyers and non-lawyers who are trained in children’s law and adolescent development and who are able to communicate effectively with children and their caretakers.

- (b) 防御のための準備と陳述、自身に影響するすべての手続きにおいて審理される権利、最良の利益を定めるための標準的手続き、プライバシーと個人的データの保護、および多様性が考慮される権利について、法律扶助その他の適切な援助を受ける権利を含む、子どもの権利と、特別な発達上のニーズを明確に考慮した、法律扶助立法、政策及び規則を採用すること
- (c) 子ども向けの法律扶助サービスの基準、専門家執務規程(**professional code of conduct**)を設けること。子どもとともに、子どものために活動する法律扶助提供者は、必要な場合子どものために持続的に活動するための定期的な審査に服すること
- (d) 法律扶助の標準的なトレーニング・プログラムを推進すること。子どもを代理する法律扶助提供者は、子どもの権利とそれに関係するトレーニングを受け、知識を持ち、実施中の、およびさらに深いトレーニングを受け、子どもの理解に合わせたコミュニケーションができるようにすること。子どもとともに、子どものために活動するすべての法律扶助提供者は、異なる年齢グループの子どもの権利とニーズ、彼らに適用される手続きについて基礎的な専門間トレーニングを受けるとともに、マイノリティーまたは貧困なグループにおける女子と子どもに特に配慮し、子どもの発達に関する心理学的その他の面、法に抵触した子どもの弁護を促進するために活用できる方法に関するトレーニングを受けること
- (e) 子どもに関する法的、心理学的、社会的、情緒的、身体的及び認知的な状況とニーズの評価とともに、子どもについての包括的な理解を得るために、法律扶助提供者と、異なる専門家との間の緊密な協力と適切な紹介メカニズムおよび手続きを確立すること

59. 効果的、効率的な全国的法律扶助スキームの実施のために、国は法律扶助サービスに関し、提供、運営、調査及びモニターする法律扶助組織又は当局の設置を検討すべきである。こうした組織は次のようにあるべきである。

- (a) その組織形態にかかわらず、不当な政治的または司法的介入を受けず、法律扶助に関する決定においては国から独立し、その運営機能の遂行に当たってはいかなる個人又は当局の指示、コントロール又は威迫の対象とならないものとする
- (b) 職員の任命、個人に対する法律扶助サービスの指定、トレーニングの要求を含む法律扶助提供者の基準と認定、法律扶助提供者の監督および苦情を取り扱う独立した機関の設置、全国的な法律扶助のニーズ調査及び予算の確保など、法律扶助の提供に必要な権限を持つこと。ただしこれに限られるものではない
- (c) 司法セクターにおける利害関係者及び民間の組織との協議のもとで、法律扶助の進展と持続をガイドする長期的戦略を立てること
- (d) 責任を持つ当局に、定期的に報告すること

ガイドライン 12 全国的な法律扶助の資金の確保

60. 法律扶助サービスが刑事司法手続を通じて財政的利益やコストの削減をもたらすことに鑑み、国は適切な場合に全国的な法律扶助制度に特化した持続的資金提供のメカニズムなど、そのニーズに比例した法律扶助サービスのための十分かつ特別の予算措置をなすべきである。

61 この目的のために、国は次の施策を講ずるべきである。

(a) パブリック・ディフェンダーを含む法律扶助スキームに資金を提供し、法律家団体または弁護士会による法律扶助の提供を支援し、大学のロー・クリニックを支援し、全国における法律扶助、とりわけ地方や経済的・社会的に恵まれない地域における法律扶助サービスの提供のために、パラリーガルの組織を含む NGO 組織その他の組織のスポンサーとなるために、法律扶助基金を設立すること

(b) 法律扶助に資金を注入するために次のような財政的メカニズムを認めること

(i) 国の刑事司法予算の一定割合を、効果的・法的法律扶助の提供のニーズに見合った法律扶助サービスに振り向けること

(ii) 押収や罰金などにより、犯罪から取り戻された資金を被害者のための法律扶助に用いること

(c) 地方や、経済的・社会的に恵まれない地域で弁護士が活動するためのインセンティブを認め、導入すること(租税の免除又は軽減、学生ローンの支払いの減額など、)

(d) 検察と法律扶助機関の間に、つり合いのとれた資金配分を確保すること

62. 法律扶助の予算は、犯罪で逮捕・勾留された者や被拘禁者、容疑者、被疑者、被告人および被害者へのすべてのサービスをカバーするものとする。関連するファイルや文書のコピー及び証拠の収集にかかる支出、証人や犯罪科学の専門家及びソーシャルワーカーに関する支出及び旅費などの、弁護のための支出には、そのための特別な資金が十分に用意されるべきである。支払は迅速になされるべきである

ガイドライン 13 人的リソース

63. 国は必要な場合、ニーズに見合った全国的な法律扶助制度に必要な職員配置のために十分な手当を行うべきである。

64. 国は、その法律扶助制度において働く専門家がそのサービスの提供に適切な資格とトレーニングを備えるようにすべきである。

65. 資格のある弁護士数に不足がある場合には、法律扶助の提供には弁護士でない者又はパラリーガルも含むものとするべきである。国はまた同時に法律専門家の増員を推進し、法曹教

育のための財政的障壁を除去すべきである。

66. 国はまた、女性、マイノリティー及び経済的に恵まれないグループのために、差別撤廃措置(affirmative action)を含む法律専門家への広いアクセスを推奨すべきである。

ガイドライン 14 パラリーガル

67. 弁護士へのアクセスが限られている場合には、国は法に従い、適切な場合法律扶助サービスを提供するうえでパラリーガルまたはそれと同様のサービス提供者が果たしている役割を認めるべきである。

68. その目的のために、国は民間組織、司法機関及び専門家団体との協議のもとで次の措置を導入すべきである。

- (a) 適切な場合、標準的なトレーニング・カリキュラムと、適切な選考・審査を含む認定スキームによる、全国的なパラリーガルサービスのスキームを開発すること
- (b) パラリーガルのサービスのための品質基準が設けられ、パラリーガルが十分なトレーニングと、資格のある弁護士のもとで働くことを保障すること
- (c) パラリーガルにより提供されるサービスの質を担保するためのモニタリングと評価のメカニズムを保障すること
- (d) 民間組織および司法機関との協議の下で、刑事司法制度において活動するすべてのパラリーガルを規律する執務規程(code of conduct)の作成を推進すること
- (e) 裁判所又は弁護士会が決定する権限を持たない場合には、パラリーガルによって提供されることのできる法的サービスのタイプと、弁護士によって独占的に提供されなければならない法的サービスのタイプを特定すること
- (f) 法律扶助を提供するものとして認定されたパラリーガルが、法律扶助を提供するために、警察と刑務所、勾留施設または公判前の拘置所その他へアクセスすることを保障すること
- (g) 法と規則に従って、裁判所が認定し、適切にトレーニングされたパラリーガルが、弁護士がいない場合に裁判所の手続きに参加し、被疑者に助言を提供することを認めること

ガイドライン 15 法律扶助提供者に関する規則と監督

69. 国は、原則 12 を固守し、透明性と責任を確保して国内の法規に従い、専門家団体(professional association)と協力して、次の措置をとるべきである。

- (a) 法律扶助提供者の認定基準を設けること
- (b) 法律扶助提供者は、適用可能な専門家執務規程(professional code of conduct)の対象とし、違反行為にはしかるべき懲戒を科すこと

- (c) 法律扶助提供者は、許可された場合を除き、法律扶助の受益者に対しいかなる支払の請求もしてはならないとするルールを定めること
- (d) 法律扶助提供者に対する懲戒請求は公平な機関により審査されること
- (e) 特に汚職を防止するという観点から、法律扶助の適切な監督メカニズムを確立すること

ガイドライン 16 国以外の法律扶助サービス及び大学とのパートナーシップ

70. 国は適切な場合、NGO その他の、国の下にない法律扶助サービスの提供者とのパートナーシップを結ぶべきである。

71. この目的のために、国は民間組織、司法機関及び専門家団体との協議のもとで次の施策を講ずるべきである。

- (a) 法制度のもとにおいて、人々のニーズに応えるためになされる、国以外の組織による法律扶助サービスの役割を認めること
- (b) 国以外の法律扶助サービス提供者のために、法律扶助サービスの質的基準を設け、標準的トレーニング・プログラムの作成を支援すること
- (c) 法律扶助サービスの質、特に無償で提供されるサービスの質を確保するためにモニタリングと評価のメカニズムを確立すること
- (d) 国のすべての地域とすべてのコミュニティー、特に地方や経済的・社会的に恵まれない地域及びマイノリティー・グループの中で、法律扶助のアウトリーチや質、影響を改善し、法律扶助へのアクセスを推進するために、すべての法律扶助提供者とともに活動すること
- (e) 包括的アプローチの採用、たとえばスタッフ弁護士とパラリーガルによる法律扶助を提供するセンターの設立を奨励し、弁護士会(law societies and bar associations)、大学のロー・クリニック及び他のNGO その他の組織との間に法律扶助サービスの提供のための協定をすることにより、法律扶助サービスの提供者を多様化すること

72. 国はまた適切な場合、次の施策を講じる。

- (a) 大学に認証されたカリキュラムを含む臨床及び公益法プログラムを学部のメンバーと学生組織の間に推進するために、大学の法学部に法律扶助クリニックを設立することを奨励し、支援する
- (b) 適切な監督のもとで、法律又は実務に従い、学生が学術カリキュラム又は専門的向上の一環として法律扶助クリニック又はその他の法律扶助コミュニティーのスキームに参加するインセンティブを奨励し、提供する
- (c) 管轄権を持つ裁判所または裁判所における法の実務を規律する機関との協議により承認されたルールの制定が可能な場合で、資格のある弁護士又は学部スタッフの監督のもとで学生が裁判所の実務に従事されることを認めるルールが存在しない場合、そのようなル

ールを設けること

(d) 法学生にリーガル・インターンシップを求める国においては、資格のある弁護士による監督のもとで学生が裁判所において実務を行うルールを設けること

ガイドライン 17 調査とデータ

73. 国は、法律扶助を記録、モニター及び評価するメカニズムを設け、法律扶助の提供の改善に継続的に励むべきである。

74. この目的のために、国は次の施策を導入すべきである。

(a) 法律扶助受給者のジェンダー、年齢、社会的・経済的地位及び人口別の分布を定期的に調査し、データを収集するとともに、こうした調査の所見を公表すること

(b) 法律扶助の良好な実践例を共有すること

(c) 国際的な人権基準に沿った法律扶助の効率的、効果的提供についてモニターすること

(d) 法律扶助提供者に、異文化間の、文化的に適切な方法による、ジェンダーに配慮した、また年齢に対応したトレーニングを提供すること

(e) 法律扶助の提供を改善するうえで、地方の問題を認識してその解決への同意を得るために、すべての司法機関の間における、特に地方レベルにおける対話と協調および協力の在り方を改善すること

ガイダンス 18 技術的問題

75. 要請国により認識されたニーズとプライオリティーに基づく技術的援助は、法律扶助制度の開発と実施及び刑事司法改革のための、国としての能力と組織を作り、強化する観点から、二国間又は多国間の枠組みとともに、適切な場合国際連合、双務的な提供者及び適切な NGO などの、関係する政府間組織により提供されるべきである。

(了)